

静岡県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定納付受託者の名称及び所在地

大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号

三井住友カード株式会社

2 納付事務を委託した歳入

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）第3条第1項に規定する手数料のうち、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター及び静岡県警察西部運転免許センターにおいて静岡県収入証紙によらない方法により徴収する別表の手数料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和6年1月15日

別表

番号	手数料の名称	事務の種類
1	運転免許試験手数料	道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施
2	検査手数料	法第89条第3項の規定に基づく検査
3	審査手数料	法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の審査
4	免許証交付手数料	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付
5	免許証再交付手数料	法第94条第2項の規定に基づく運転免許証の再交付
6	認知機能検査員講習手数料	法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習
7	認知機能検査手数料	法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査
8	運転技能検査手数料	法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査
9	技能検定員資格者証交付手数料	法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付
10	技能検定員審査手数料	法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査
11	教習指導員資格者証交付手数料	法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付
12	教習指導員審査手数料	法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査
13	再試験手数料	法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施
14	免許証更新手数料	法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新
15	経由手数料	法第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新の申請に係る経由に関する事務
16	運転経歴証明書交付手数料	法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の交付
17	運転経歴証明書再交付手数料	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付
18	国外運転免許証交付手数料	法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付
19	講習手数料	法第108条の2第1項第2号から第9号まで若しくは第11号から

		第14号まで又は第2項の規定に基づく講習
20	通知手数料	法第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定に基づく講習の通知